

[判例評釈] 破産免責を受けた債務者の相続人は、担保権実行手続としての不動産競売において、最高価買受申出人として当該不動産を買い受ける資格を有するとされた事例 最判令和3年6月21日(令和3年(許)第7号)民集75巻7号3111頁 売却不許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件

著者	宮川 聡
雑誌名	甲南法務研究
巻	19
ページ	149-156
発行年	2023-03
URL	http://doi.org/10.14990/00004483

破産免責を受けた債務者の相続人は、 担保権実行手続としての不動産競売において、 最高価買受申出人として当該不動産を買い受ける資格を 有するとされた事例

最判令和3年6月21日（令和3年（許）第7号）民集75巻7号3111頁
売却不許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件

甲南大学法科大学院教授 宮川 聡

■ 事実関係

1. 平成25年12月27日、Aが所有する不動産甲に対して、Aを債務者とする根抵当権の実行としての不動産競売開始決定がなされた。
2. ところが、Aは、平成26年6月18日午後4時、横浜地方裁判所から破産手続開始決定を受け、この破産手続は、同年9月18日異時廃止により終了した。同日、Aが横浜地方裁判所から受けた免責許可決定は、その後確定した。
3. Aは、平成27年2月23日死亡しAの子であるXらが相続した。Xは、本件競売手続の期間入札において入札書を提出し、同年12月1日の開札期日において、最高価買受申出人となった。
4. 令和2年12月21日、横浜地裁は、「本件の競売開始決定時の債務者であるAが平成27年2月23日に死亡したため、同人の負う債務について、本件最高価買受申出人が相続したことが認められる。したがって、本件最高価買受申出人は、別紙物件目録記載の不動産を買い受ける資格を有しないか

ら、売却不許可事由があるものと認められる（民事執行法188条、71条2号、68条）」として、売却不許可決定を行った（民執188条、71条2号、68条）¹⁾。

5. そこで、Xが、以下のように主張して、東京高裁に執行抗告を申し立てた。すなわち、

(1) 債務者の買受申出を禁止している民事執行法68条の「債務者」の意義は限定的に解されている。民法390条は、抵当不動産の第三取得者が競売手続において買受人となることができる旨を規定しているうえ、68条は連帯保証人には適用されないとした裁判例（東京高決昭和59年6月13日・判時1122号121頁）もある。学説でも、担保権実行としての競売手続では、「債務者」の意義について、物上保証人たる所有者は含まず、債務者兼所有者たる執行債務者に限定して解すべきとされている（中野貞一郎「民事執行法」493頁）。そもそも、執行債務者が必ずしも無資力なものではなく、その買受申出が競売の法的性質に反するわけでもない。債務者の買受申出が禁止されている立法政策的理由は、残債務不履行による執行反復や、代金不納付等による手続

1) 根抵当権実行手続としての開始決定がなされてから売却許可決定がなされるまで7年近くが経過しているが、なぜこのような長期間が必要であったのか理由がよくわからない（この点については、岡田好弘准教授も指摘されている [新・判例解説 Watch30号（2022年4月）174頁]。）。Aに対する破産手続が開始されているものの、別除権である根抵当権の実行に基づく不動産競売手続が停止されるわけではないので、なおさらである。

進行阻害のおそれの点にあると解される。そうであるならば、執行反復や手続進行阻害のおそれがない場合には、同条の「債務者」には該当しないと解するのが相当である。

(2) 亡Aについては、横浜地方裁判所において破産開始決定が下され、平成26年9月18日に免責許可決定が下されている。本件競売手続の被担保債権は、破産手続の債権表に記載されており、免責の対象となっているので、Xは、本件競売手続の被担保債権について、債務を承継しておらず、いわば物上保証人の立場にある²⁾。本件競売手続においてXが買受申出を行ったとしても、残債務不履行による執行反復のおそれはない。また、Xは代金納付のために資金準備もしており、代金不納付による手続進行阻害のおそれもない、と。

6. 東京高裁は、以下のように述べてXの執行抗告を棄却した。すなわち、

「…破産法253条1項本文は、「免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。」と規定し、免責により破産者の保証人の責任等に影響を及ぼさないとされている（同条2項）ことに照らすと、担保不動産競売手続の債務者が免責許可決定を受け、被担保債権に免責の効力が及ぶとしても、債権者において債務者に対し履行を請求してその強制的実現を得ることができなくなるとどまり、債権自体が消滅するものではないと解されるから、債務者の相続人が当該債務を承継しないと解されず、原告人は、本件競売手続における債務者の地位を承継するというべきである。なお、原告人は、抵当不動産の第三取得者や物上保証人たる所有者は買受の申出をすることができる旨指摘するが、これらは競売手続における債務者の地位を有する者ではないから、債務者の相続人としてその地位を承継する者と同視することはできない。

また、仮に、本件において、残債務の不履行による執行手続の反復や、代金不納付による手続の阻害といったおそれがないとしても、そのような個別の事情によって、債務者の買受の申出の禁止（民事執行法188条、68条）が不適用となることはない。」
7. これに対して、Xが許可抗告の申立てを行ったところ、東京高裁がそれを認めた。

■ 判旨

原決定破棄・原々決定取消し
事件の原々審への差戻し

「原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

法188条において準用する法68条によれば、担保不動産競売において、債務者は買受の申出をすることができないとされている。これは、担保不動産競売において、債務者は、同競売の基礎となった担保権の被担保債権の全部について弁済をする責任を負っており、その弁済をすれば目的不動産の売却を免れ得るのであるから、目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべきであるし、債務者による買受けを認めたとしても売却代金の配当等により被担保債権の全部が消滅しないのであれば、当該不動産について同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われ得るため、債務者に買受けの申出を認める必要性に乏しく、また、被担保債権の弁済を怠り、担保権を実行されるに至った債務者については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いと考えられることによるものと解される。

しかし、担保不動産競売の債務者が免責許可の決定を受け、同競売の基礎となった担保権の被担保債権が上記決定の効力を受ける場合には、当該債務者の相続人は被担保債権を弁済する責任を負わず、債

2) 破産免責の対象となった債務は完全に消滅するという立場を採用するならば、この主張は正しいことになる。しかし、後述するように、判例は免責の対象となった債務は消滅するのではなく自然債務になるという立場を採用しているため、XがAの債務者の地位を引き継ぐことを否定するのは困難である。

権者がその強制的実現を図ることもできなくなるから、上記相続人に対して目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべきであるとはいえないし、上記相続人に買受けを認めたとしても同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われることはなく、上記相続人に買受けの申出を認める必要性に乏しいとはいえない。また、上記相続人については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いとも考えられない。

そうすると、上記の場合、上記相続人は、法188条において準用する法68条にいう「債務者」に当たらないと解するのが相当である。

4 以上と異なる見解に立って、原告人につき法188条において準用する法71条2号に掲げる売却不許可事由があったとした原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原決定は破棄を免れない。そこで、原々決定を取消した上、その他の売却不許可事由の有無につき審理を尽くさせるため、本件を原々審に差し戻すこととする。」

■ 評釈

はじめに

本件決定は、担保権実行としての不動産競売手続において、債務者Aが破産免責決定を受けたのちに死亡し、その相続人Xが地位を承継したときに、Xは民事執行法188条によって準用される同法68条に規定にもかかわらず、買受申出資格を有するかという問題について、最高裁が初めて判断を示したものである。後に詳しく見るように、第一審の横浜地裁も抗告審の東京高裁も、相続人が債務者の地位を引き継いだという形式面を重視し、68条の適用を認めたのに対して、最高裁は、68条が債務者の買受申出資格を否定した背後にある政策的要因に基

づき、Xの買受申出資格を否定する理由はないとした。この判断は、執行債務者の相続人が限定承認を行った場合などにも影響を及ぼす可能性があり、その意味で重要なものと考えられる。

1 民事執行法68・188条の趣旨

(1) 民事執行法68条・188条制定の経緯

民事執行法68条は、強制競売手続において、「債務者は、買受の申出をすることができない。」と定め、執行債務者の買受人となる資格を否定している。また、この規定は、同法188条によって担保権実行としての不動産競売手続にも準用されているため、担保権実行手続における被担保債権の債務者³⁾も買受申出資格を否定されることになる。

ところで、民事執行法が施行される前には、強制競売手続における執行債務者、担保権実行手続における債務者および所有者の買受申出資格について法律では何ら規定されていなかった（したがって、実務における取扱いは解釈にゆだねられていた）ので、民事執行法は債務者らの買受申出資格を全面的に排除する新たな規定を設けたことになる。しかも、後述するように、担保権実行としての競売手続（いわゆる任意競売手続）では、債務者の買受申出資格を認める取扱いがなされていたので、民事執行法は、少なくとも担保権実行手続との関係では、従来の実務の取扱いとは正反対の規定を導入したことになる。まず、この点について簡単にみておくことにする。

民事執行法が施行される前には、債務名義に基づく強制競売手続には旧民事訴訟法の規定が、担保権の実行手続としての競売手続については競売法が適用されていた。それぞれの手続で特に不動産の換価がなされるときに、執行債務者ないしは被担保債権の債務者が買受人（当時の用語では競買人）になれるかという点については、正反対の取扱いがなされ

3) 担保権実行手続に強制執行に関する規定が適用されるときには、債務者をどのように読み替えるかが問題になっており、一般的には債務者または担保目的物の所有者と読み替えるのが一般的である。しかしながら、68条の債務者は担保権の被担保債権の債務者を意味するとされている。

ていた。すなわち、強制競売手続では、債務者には買受資格が認められず、一方、担保権実行としての競売手続では債務者にも買受申出資格が肯定されていたのである。

周知のように、強制競売あるいは担保権実行としての競売の法的性質については、公法説、私法説、折衷説の対立があるが、この問題については、ドイツ法との比較法的考察に基づく中野貞一郎教授による優れた分析⁴⁾をはじめとする研究の成果がすでにあり、法的性質に関する立場から直ちに結論が導かれるものではないということが明らかになっている(たとえば、強制競売における換価としての競売の法的性質を執行債務者と買受人の間に成立する私法上の売買契約であるという立場〔債務者買主説〕⁵⁾を採用するならば、執行債務者が買受人になることができるかすると、売却許可決定によって成立する売買契約の売主と買主が同一人格になってしまい、契約が成立しなくなるので、債務者の買受申出資格を認めることはできないとの説明に結び付きやすいことは明らかである⁶⁾が、それが立法の決め手になっているとは考えられていない)。したがって、ここでは競売の法的性質をめぐる議論には立ち入ら

ないことにする。

旧法下で、強制競売手続における債務者の買受資格が否定されていた背景には、以下のような考慮があった(この考慮は、債務者の買受資格を明確に否定した現行法68条の根拠にもなっている)。すなわち、不動産の強制競売手続では、強制執行の根拠となっている債務を負担している債務者は、①もし買受の申出をする資力を有しているのであれば、まず債務の弁済をすべきであり、それをしないうちに不動産の買受人になることを認める実際的な必要性は存在しない⁷⁾、②かりに執行債務者に買受資格を認めたとしても、競売代金によって執行手続に参加したすべての債権者の債権を完全に満足することができなかつたときには、執行債権者は同一の債務名義に基づき、(あるいは別の債権者は新たに取得する債務名義に基づき)同一不動産に対して再び強制競売手続の開始申立てをすることができ、その結果、裁判所は同一不動産への強制競売手続を何度も行わなければならないという不必要な負担を課せられることになる、③買受資格を認められた債務者に対する売却許可がなされたときに、債務者が(すでに提供している買受の保証を除いた)買受代金の納

- 4) 中野貞一郎「換価としての競売の法的性質」同・強制執行・破産の研究(有斐閣・1971年)(初出・菊井先生献呈論集「裁判と法(下)」(有斐閣・1967年))、竹下守夫「不動産競売の効果と競売の性質」同・不動産執行法の研究(有斐閣・1976年)279頁以下(初出民事訴訟雑誌18号[1972年])など。
- 5) 初期の大審院判例(大判大正2年6月4日民録19輯401頁、大判大正8年5月3日民録25輯729頁など)はこの立場を採用していた。
- 6) 鈴木忠一＝三ヶ月章編・注解民事執行法(2)(第一法規・1984年)482・483頁(大石忠生＝坂本倫域執筆)によれば、換価としての競売を私法上の売買とみるフランス法では、債務者の買受申出を認めていなかったが、公法説一色の状態であるドイツ法では、債務者の買受申出を認めているとされている。その意味では、換価としての競売の法的性格をどのように理解するかによって、債務者の買受資格の許否が直ちに決定される関係にないことは確かであろう。
- 7) もっとも、債務者は競売手続において買受人となることができれば、その代金を納付することで(多くの場合、配当手続を経由して)間接的に債権者に満足を与えることになるが、それよりは(自ら目的財産を売却するなどして資金を獲得し)債権者に対して直接弁済しなければならないという規範があるわけではない。その意味では、①は必ずしも債務者の買受申出資格を否定する理由にはならないと思われる(古い報告書になるが、昭和36年5月に公表された「執行法に関する諸問題—執行法に関する「アンケート」の結果報告—」[司法研修所調査叢書第7号]321頁以下において、石丸俊彦判事補が、「最高価競売価額が時価に比べて著しく低廉である場合、……そのような価額で売却されることは、利害関係人として債務者にとって望ましくないことである。その解決として債務者を競売買受に加えることが考えられる。債務を弁済して債権者に競売申立の取下を促すべきであるというかもしれないが、競売申立の取下は必ずしも容易ではない場合が多い。そこにブローカーの暗躍する余地もある。それよりは一定の価額を維持して競売を修了させるには、債務者に買い取らせたいほうが妥当な場合が多い。現実にはブローカーたる競売人から相当な価額で債務者が買い戻している実情からしても、このように解したほうが価額の低廉化を防止することができると考える」と主張されている)。むしろ、債務者が買受人になることを認めると、1回目の強制執行で債権者に対して完全な満足を与えることができなければ、同じ債務名義あるいは新たに取得された債務名義に基づき同じ目的物に対する強制執行が繰り返されるという事態が発生する可能性が生まれ、これは執行手続をつかさどる裁判所の負担増大につながることで、より深刻な問題になるという意味で、②の方が深刻なのであろう。

付を怠り、競売手続の遅延を故意にひき起こす可能性が否定できない⁸⁾と主張されていたのである。

もちろん、このような主張に対して全く異論がなかったわけではなく、中野貞一郎教授は、「執行機関は、競売の手続によって成立する売買の「職務（による）当事者」であり、執行機関が法律上与えられた公の職務の実行としてなす売買の意思表示としての競落告知なり競落許可決定の言渡によって私法上の売買契約が成立し、その効果が債務者に及ぶものと理解すべきである」という立場（執行機関が売主になるという立場）から、競売の目的物の所有者である執行債務者も買受を申し出る資格が認められることに理論的な障害があるわけではないとされており⁹⁾、また、買受申出資格否定説の政策的な理由についても（とくに民事執行法の立法者がこの立場を採用したことに向けて）、「（残債務不履行などによる）執行反復や（代金不納付などによる）手続進行阻害のおそれを全く否定することはできないが、現実自らまたは自らの計算で競売不動産を買い受け、負担を可及的に一掃して生活・経済上の拠点を維持しようとする債務者の最も切実な利益を無視するのは甚だ当を得ない。」と指摘されている¹⁰⁾。

担保権実行としての不動産競売手続との関係では、旧民事訴訟法と同じように債務者および所有者の買受申出資格に関する規定は競売法にもなかったのであるが、判例及び多数説は、債務者および所有者の買受資格を肯定するという対照的な取扱いを行っていた。その理由として、①旧競売法4条2項は、動産の任意競売では、債務者が現金で支払うことができるならば、買受人になることができる（その限度で買受申出資格を認める）という趣旨を規定していたため、目的物が不動産か動産かによって、担保権実行としての競売の法的性質が異なるわけではな

いことから、債務者の買受申出資格を肯定するについて法律上の障害はないと判断されていたこと、②抵当権の設定された不動産の所有権を取得した第三者には、買受によって抵当権などの負担を一掃することについて正当な利益が認められることから民法390条が買受申出資格を認めると明記していることとの関係で、この担保権を消滅させる利益は債務者および所有者にも認められることが指摘されていた。

ところが、民事執行法の立法者は、担保権実行手続の競売においても強制競売と同じように債務者の買受申出資格を否定する方向にかじを切った。その理由としては、①競売の対象である不動産を買い受けるだけの資金があるなら、まず弁済によって被担保債権を消滅させようと、競売手続の取消しを求めるべきであること、②差押不動産の売却代金額が被担保債権の総額に満たないときには、買受人となって代金額を支払うことで不動産上の物的負担を一掃することについて債務者には利益があるものの、その場合は担保権実行手続において満足を受けることのできなかった債権者が今度は債務名義を取得して強制競売手続の申立てをすることが予想され、結局、同一不動産について権利実現のための手続が繰り返される可能性を否定できないこと、③担保権実行手続も強制競売と同じように強制的に財産を換価する手続であるから、債務を弁済せずこうした手続を誘発した債務者に第三取得者や物上保証人と同じように買受申出資格を認める根拠が薄弱であること、④債務者による買受申出を認めた場合、買受代金の不払いによる執行手続の妨害が生じるおそれは、強制競売手続と同じように存在すると考えられることが挙げられている¹¹⁾。

188条によって準用されている68条では、債務

8) ただし、債務者以外の者が売却許可決定を得たときと債務者自身が売却許可決定を得たときとで、買受代金の不納付という事態が生じる頻度について、わが国では債務者の買受申出資格が最初から排除されていたわけであるから当然のことではあるが、実証的な数値が示されているわけではないようである。その意味では、②が債務者の買受申出資格を否定する最も有力な根拠といってよいのではなかろうか。

9) 中野・前掲書158頁。

10) 中野貞一郎＝下村正明・民事執行法改訂版（青林書院・2021年）500頁。

者（執行債務者）の買受申出資格が否定されているわけであるが、これを担保権実行手続に準用するに際してどのように読み替えるべきかが問題になる。強制競売手続に関する規定を担保権実行手続に適用するときには、目的不動産の所有者とされるのが一般的であるが、68条については所有者ではなく債務者（厳密には、担保権の被担保債権の実体法上の債務者であり、かつ執行債務者である者）と読み替えるべきであるとされている¹²⁾。そうすると、本件では、Xは被担保債権の債務者であったAを相続しているの、通常はXも債務者に位置づけられるわけであるが、Aが生前破産免責許可決定を受けていることから、破産免責の効果が問題になったのである。

2 破産免責の効果

本件では、Aに対しては、破産手続の開始、異時廃止を経て、免責許可決定が確定している。破産法253条1項本文は、「免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。」と定めているので、Aは破産債権についてその責任を免れるわけだが、それは何を意味するのか、問題になる。

「債務者が破産債権に関する責任を免れる」の意義については、周知のように、破産債権が自然債務¹³⁾になるという見解（自然債務説）と、債務は完全に消滅するという見解（債務消滅説）が対立している¹⁴⁾。この対立が問題の処理に関する説明の巧拙の違いにすぎないならば、それほど重要ではないということになるが、残念ながら具体的な問題の処理について異なる結論が導かれる¹⁵⁾だけに見逃すわけにはいかない。

債務消滅説に従えば、免責許可決定の確定により非免責債権に該当しないかぎり債務者が負担していた債務はすべて消滅するとすることになる。したがって、本件では、Aが負担していた被担保債権が非免責債権に該当するという事情はうかがえないので、被担保債権はもはや存在せず、Aの死亡によってXらが相続した相続財産（負債）には含まれていないことになるので、Xは当該根拠債権に基づく不動産競売手続¹⁶⁾との関係では債務者ではないことになる。Xの抗告理由のうち(2)破産免責の対象となった被担保債権についてXは相続していないという部分は、債務消滅説に従ったものであろう。

これに対して、実務では自然債務説が採用されており、本件決定もその立場に立っている。免責許可

11) 田中康久・新民事執行法の解説（増補改訂版）（金融財政事情研究会・1980年）428頁、柚木馨＝高木多喜男・担保物権法（第3版）（有斐閣・1982年）337頁など。

12) 前掲鈴木＝三ヶ月注解民事執行法(2)488頁（大石・坂本執筆）、伊藤眞＝圓尾隆司編条解民事執行法（第2版）（弘文堂・2022年）714頁（菱田雄郷）、1742頁（山木戸勇一郎）など。

13) 自然債務という概念の有効性については古くから議論がなされているが、筆者にはこの問題に立ち入る能力がないので、「債権者が債務者に対してその履行を強制する力をもたないという意味では弱い、給付保持力はあるという債権債務」を意味するという見解に従っておく。詳細は、石田喜久夫・自然債務論序説（民法研究(2)）（1981年・成文堂）、奥田昌道＝佐々木茂美・新版債権総論上巻（2020年・判例タイムズ社）113頁～124頁などを参照。

14) この対立については、とりあえず伊藤眞ほか・条解破産法（第3版）（弘文堂 2020年）1738頁以下を参照されたい。

15) 免責の効力を受ける債権による相殺の主張（債権消滅説では、自動債権になるべき債権が存在しないので初めから相殺を主張することはできない。これに対して、自然債務説では、破産法の相殺の禁止に触れない限り、相殺は許されるとされている。）、免責許可決定確定後の当該債権に対する弁済（自然債務説では、免責の効力を受ける債権には、給付保持力が認められるので、この弁済は有効と解されるのに対して、債権消滅説では、債権が消滅している以上、この給付は不当利得になり、債務者はその返還請求権を得ることになる。）などで、取扱いが大きく異なることになる。

16) 破産手続が開始されたとしても、別除権に該当する担保権の実行手続は原則として止めることはできない。その場合、実行手続が換価代金の配当などによって完了する前に破産手続が終了し、免責許可決定が確定した場合、担保権の被担保債権はどうなるのであろうか。

債務消滅説に従った場合、理論的には、免責許可決定の確定によって被担保債権も消滅したが、（被担保債権が存在しなくなった担保権の実行手続を続行すると説明するのは困難なので）担保権の実行手続との関係では、被担保債権になっている限度において、なお存在していると説明することになるのであろうか（このように説明するならば、被担保債権については、担保権実行手続が終了した時点でまだ満足されていない部分（いわゆる不足額）があったならば、その部分は事後的に消滅すると説明することになろう。）。

決定の効力を受ける債権債務は、それによって消滅するのではなく、履行を強制されない債務になるので、XはAの死亡によって自然債務となった被担保債権に対応する債務を相続し、形式的にはXはAの相続人としてその債務者の地位を引き継いだということになる。

抗告審である東京高裁は、この債務者の地位の承継という形式面を重視し（Xが抵当不動産の第三取得者や物上保証人たる所有者は買受けの申出をすることができるが、破産免責を受けた執行債務者の地位を引き継いだ相続人は、当該競売手続終了後に被相続人の債権者から執行債権で満足を受けていない部分があるとして、再度強制執行を受ける可能性はなく[もちろん相続人が被相続人の債権者との間で固有の金銭債務を負担していた場合は別論であるが、これは相続人の買受申出資格を考える際に考慮すべき要素にならない。]、これらの者と同じ取扱いを受けるべきであると主張したのに対して、物上保証人や第三取得者は執行債務者の地位を有する者ではない（執行債権者との関係で債務を負担する者ではない）から、執行債務者の相続人とその地位を同視することはできないとして、もっぱら執行債務者としての地位を承継したという事実を重要視している。売却許可決定を行うべきか否かを判断する際に個別の事情を考慮しなければならなくなると、迅速な判断が困難になるという事情はあるが、破産免責を受けているというのは、許可決定書の提出などによって典型的に判断できるのではなからうか。）、Xへの民事執行法188条による同法68条の適用を認め、横浜地裁のXへの売却不許可決定を支持したわけであるが、あまりにも形式面にとらわれた判断と評すべきであろう。その意味で、最高裁が、「担保不動産競売の債務者が免責許可の決定を受け、同競売の基礎となった担保権の被担保債権が上記決定

の効力を受ける場合には、当該債務者の相続人は被担保債権を弁済する責任を負わず、債権者がその強制的実現を図ることもできなくなるから、上記相続人に対して目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべきであるとはいえないし、上記相続人に買受けを認めたとしても同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われることはなく、上記相続人に買受けの申出を認める必要性に乏しいとはいえない。また、上記相続人については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いとも考えられない」として、原々審と原審の判断を取り消した判断はただしかったというべきである。

破産免責の対象になった債権はその強制力を失い、強制執行の方法で債務者の意思いかんにかかわらず国家の手を借りてその内容を実現することはできない。したがって、もし買受代金額で執行債権者（実行手続の開始を申し立てた担保権者）らの債権を満足することができなければ、同一不動産に対して再度強制執行がなされるおそれがあるという68条が執行債務者の買受申出資格を否定している根拠の一つは、当てはまらないことになる（もちろん、根抵当権者であった債権者がAではなくXに対する債権に基づき同じ不動産に強制執行を掛ける場合も皆無ではないであろうが、それは別論である）。

また、目的不動産（建物）にはAの相続人が居住しているようであるから、その居宅からの追出しを回避するために買受申出を行っているXのような相続人が、わざわざ売却許可決定をもらったうえで、買受代金額の納付を怠り、買受申出のために提供している保証¹⁷⁾を失うような危険を冒す可能性は極めて低いのではなからうか（買受申出資格が認められたときに、そもそも競売手続を妨害する意味がない¹⁸⁾）。したがって、最高裁の本決定には賛成す

17) この保証の額は、原則として売却基準価額の20%であるとされており（民執66条、民執規39条1項）、本件の目的物の所在地からしてそれなりの金額になっていると思われる。なお、民事執行規則39条2項は、相当な場合には、執行裁判所は売却基準価額の20%以上の額を補償の額として定めることができるとしているので、その場合には、買受申出を行っておきながら、残代金を支払わなかった債務者が被る損害はより大きくなる。

べきである。

なお、本件では当初の執行債務者 A に対して破産手続が開始され、その異時廃止後に破産免責が認められたうえで、相続が発生し、X らが執行債務者の地位を引き継いだのであるが（破産免責によって破産手続きの中で満足を受けることができなかった破産債権は自然債務になると解するならば、債務者の地位の承継は認めざるを得ないことになる。）、執行債務者 A が生存していたならば、やはり買受申出資格は認められるのであろうか。A と X との間で、買受申出資格を認めるか否かを判断する際の考慮基準に従えば、それほど大きな違いはないので認めるべきであろう（もちろん、破産宣告を受けた債務者である A が買受の申出を行うだけの資金を確保していることは極めてまれであり、実際に A が買受申出を行うことは稀有の事例であろう）。

また、68条・188条との関係で、被相続人たる A が破産免責を受けていたわけではないが、X ら相続人が限定承認を行っていたときには、その買受申出資格を認めることができるのかという問題が議論されている。家庭裁判所への申述に基づき限定承認が認められているときには、相続人は相続債務に対して自らが相続した遺産の限度で責任を負うに過ぎず、固有の財産に対して相続債権者は強制執行をすることはできない（いわゆる責任限定がはたらく）。相続人の買受申出資格を認め、買受代金を納入した相続人が当該不動産の所有権を取得したときには、その不動産は相続財産ではなく固有の財産として取り扱われることになるので、相続債権者による再度の強制執行の対象になることはない。その意味で、本件最高裁の決定の立場からは、限定承認を行った

相続人の買受申出資格も認められることになるのであろう^{19,20)}。

18) かりに A の相続人が競売の対象となっている建物に競売時点で居住していなかった場合でも、X が買受申出をするということは、その建物を利用する希望があるということであるから、同じことになろう。

19) ただし、このような解釈をとると、実際に売却許可決定がなされる時点で相続人について限定承認がなされたという事実をどのようにして確認するかが問題になるという指摘がある（伊藤眞＝園尾隆司編・条解民事執行法 [第2版]（弘文堂・2022年）713頁 [菱田雄郷]）。限定承認が承認されたときに家庭裁判所から送られてくる承認の通知書を利用するしかないと思われる。

なお本件のように破産免責を受けた債務者の場合は、破産免責決定書あるいは面積の広告が掲載された簡保を利用することになろう。

20) なお、本決定については、本文中で引用したものの以外に、高田賢治・月間法学教室 496号（2022年1月）128頁、倉部真由美・ジュリスト 1570号（2022年3月）119頁等の評釈がある。